

京都府告示第518号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）第13条の2第1項第3号の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成26年9月19日

京都府知事 山田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発行所等
1	書籍	鍵開けマニュアル 第5版	株式会社データハウス
2	書籍	ドラッグの品格	株式会社ビジネス社